

第四十八回国 参議院 大蔵委員会 會議録第七号

昭和四十年二月二十三日(火曜日) 午前十時三十七分開会

委員の異動

二月十九日 小宮市太郎君 補欠選任 野濤 勝君

出席者は左のとおり。 委員長 西田 信一君 理事 佐野 廣君 西川甚五郎君 成瀬 幡治君

委員

青木 一男君 大竹平八郎君 太田 正孝君 津島 壽一君 島島徳次郎君 堀 末治君 野濤 勝君 鈴木 市藏君

政府委員

大蔵政務次官 鍋島 直紹君 中小企業庁次長 彰山 衛司君

事務局側

常任委員会専門員 坂入長太郎君

説明員

外務省条約局長 松永 信雄君 大蔵大臣官房財務調査官 吉国 二郎君 大蔵大臣官房財務調査官 塩谷 忠男君

大蔵省主税局長 大倉 真隆君 際租税課長 中 小 企業 庁 計 画 課 長 荒 玉 義 人 君

本日の會議に付した案件 ○酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案(内閣提出)

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案(内閣提出)

○所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案(内閣提出)

○租税及び金融等に関する調査 (中小企業金融に関する件) ○委員長(西田信一君) ただいまから大蔵委員会を開催いたします。

委員の異動について御報告いたします。去る十九日、小宮市太郎君が辞任され、その補欠として野濤勝君が委員になりました。

○委員長(西田信一君) 酒税の保全、及び酒類業組合、等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、去る十七日予備審査のため付託せられました。 それでは、まず本案の提案理由の説明を聴取いたします。 鍋島大蔵政務次官。

○政府委員(鍋島直紹君) ただいま議題となりました酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

最近における酒類の取引の状況等に照み、酒類業組合等がその事業として行なう組合員の経営合理化遂行のための規制について、その範囲を広げるとともに、いわゆる不況カルテルの要件について表現を改める等所要の規定の整備をはかるため、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容についてその大要を申し上げます。 まず、酒類業組合等は、組合員の経営の合理化を遂行するため、特に必要がある場合には、酒類の原材料の購入または酒類の品種等について規制を行なうことができることとなっておりますが、市場における正常な取引慣行の確立に資するため、今回さらに、その組合員が販売する酒類の販売方法についても規制を行なうことができることとしております。

次に、昨年六月に基準販売価格を定める告示が廃止されたことに伴い、酒類業組合等に関する不況カルテルの要件について所要の整備を行なうとともに、大蔵大臣が不況事象の有無を判断する基準を、中央酒類審議会に諮問して定めることとしております。

なお、その他所要の規定の整備をはかることとしております。

以上、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由と内容の大要を申し上げます。 何とぞ

御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(西田信一君) 以上で提案理由の説明は終わりました。 本案につきましては、本日はこの程度にいたします。

○委員長(西田信一君) 日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案、以上参議院先議の四案を一括議題といたします。

四案につきましては、すでに提案理由の説明は聴取いたしました。 まず、四案につきまして補足説明を聴取いたします。 吉国財務調査官。

○説明員(吉国二郎君) アメリカ合衆国、スウェーデン、カナダ、フランス四国との間の租税条約の実施に伴います特例法案につきまして、補足説明を申し上げます。

この四つの特例法のうち、アメリカ合衆国に関するものとスウェーデンに関するものは、御承知のとおり、条約の修正に伴うものでございまして、アメリカとの関係のものは、したがって、従来の法律の一部改正する法律案となっております。 スウェーデンに関するものは、条約の改正に

よりまして従来の法律の内容がすべて変わる事になりまして、全文改正する形にいたしております。カナダ、フランスは新しい条約でございますので、新しく制定をする法律ということになっております。

なお、アメリカ、カナダの關係の法律案は、所得税法及び法人税法の特例になるわけでございますが、スウェーデンとフランスに關しましては、地方税を二重課税防止の範圍の中に取り入れられたので、この二法案は地方税法の特例も含めておるわけでございます。

以下、なおこの特例法の性格について簡単に御説明申し上げますと、御承知のとおり、条約は、批准をいたしましたし、実施に移されるならば、国内法としての効力を持つわけでございまして、条約に一定の規定がある場合には、特に国内法を改めて制定する必要はないわけでございませぬ。しかし、この租税条約におきましては、一定の資産所得等につきまして課税の税率の上限を規定しているものがあるわけでございませぬ。利子所得については、その収入の一〇%をこえて課税をしてならぬというような限定があるわけでございませぬ。したがって、条約におきましては上限は規定しておりますが、下のほうは下限というものがございません。国内法がもしこの上限よりも低い税率ですべてに課税をいたしておりますとすれば、国内法の制定は要らないわけでございませぬが、国内法の税率がこの上限よりも高い場合は、国内法は条約の施行に伴いましてその適用を失われますので、あらためて国内法で幾らの税率で課税するかを規定いたしませんと、その適用すべき税率がないことになりませぬ。そのために、条約に重ねてここに特例法をつくるという事になるわけでございませぬ。なお、補足的に諸手続等を整備するためにこの法律の一部用いるということになっては、この法律を一部用いるという事になります。

よく似たものと御理解願いたいと思ひます。最初に、アメリカとの關係の租税条約の実施に

關する特例法の一部改正について、御説明申し上げます。

このアメリカとの間の条約は、今回の改定は第三次の改定議定書に基づきものでございませぬ。この改定議定書につきましては、三十七年の八月十四日に東京においてすでに署名が済んでおりませぬ。実は相手国側の批准に關する手続が完了しておりました。第二次の議定書に關する手続が完了しておりましたので、第三次までの分はここで条約について御承認を得、また特例法もお定め願ったわけでございませぬが、第三次の分につきましては、先方の手続が済むまで待つておりませぬ。関係で、約二年近くおくれたいかつかうになつております。

今回の改正のおもなる点は、利子所得と配当所得に對する課税關係が改正されたおもなる点でございます。

まず第一に、従来利子またはロイアルティーの使用料といったものに対する税率を一五%、百分の十五をこえてはならぬということにしておりましたが、今回これを百分の十に改めたわけでございませぬ。その關係が最初の部分でございます。

第二に、第三条に基づきまして、配当所得に對する所得税率の特例を規定しておりますが、御承知のように、従来のアメリカとの条約におきましては、条約を締結いたしました当時の客觀情勢から申しまして、いわゆる國際的な間接投資、株式等に對する投資というものを促進したいという意図から、やや片面的な規定となつておりました。

すなわち、アメリカの居住者が日本の法人の配当を取得いたします場合には、わが国においてこれに對して源泉徴収を行なわれない。そのかわりに、アメリカにおいてわが国の法人から受け取りました配当につきましては二五%の配当控除を特認する。ただ、日本の国内法とちよつと違ひますのは、この二五%相当額を所得にグロスアップする、この点が違つております。大体日本の配当控除の制度をアメリカでも認めるようにしようとしたことになっております。当時のアメリカ国内法に

おきましては、配当についてさような配当控除を認めていなかつたわけでございませぬので、アメリカとして非常な異例な措置であるということと、それに関連して、わが国は源泉徴収を遠慮するという事にしておつたわけでございませぬ。今度は日本の居住者がアメリカの法人から配当を取得いたします際には、これはアメリカにおいて三〇%の源泉徴収をするという形になっておりませぬので、かゝうから申しますと、非常に、何と申しますか、片寄つた形でございます。わが國の關係から見ると、どうも不平等な形になっております。しかし、これはそういう形でアメリカの投資者をわが國の株式等に誘引するという趣旨があつたわけでございませぬ。しかし、その後の経過を見ますと、國際取上上の問題といたしましては、いわゆる直接投資の形が非常に多くて、實際上直接投資によつてわが國への投資は行なわれて

いる状況でございます。そういう観点から、今回の不平等なものをやめまして、お互いに配当につきましては百分の十五以下の税率で課税をする、源泉徴収をいたしまして、配当控除のような制度はお互いに国内法にまかせるといふふうに改めたわけでございませぬ。それが第三条の規定でございます。

したがって、現在国内法では非居住者に對する配当の税率は二〇%となつておりますから、今回の規定に基づきまして、これを一五%に軽減する特例を新しくこの法律に規定をするにいたしましたわけでございませぬ。

なお、附則にございませぬが、この従来の配当の取り扱いが非常に変わつてまいりました。その後、の間接投資に對して影響を与えらるるといふこととから、二年間はなお源泉徴収を行なわず、三年目の一年間は百分の七・五の源泉徴収税率を適用いたしまして、その後から原則百分の十五になるという経過規定が附則第四項に規定してあるわけでございませぬ。

以上がアメリカに關する御説明であります。

次に、スウェーデンに關する御説明申し上げます。

スウェーデンにつきましては、先ほど申し上げましたように、全文改正の形をとつておりませぬが、変わりました点は、やはりこの資産所得に對する課税率と、さらに地方税を對象に繰り入れた二点でございます。

まず、第二条をごらんいただきますと、ここは利子あるいはロイアルティーに對する使用料等につきまして、百分の二十の原則税率を百分の十にいたしております。これは従来の条約では利子、配当、使用料を通じまして百分の十五でございませぬが、今回の改正で利子、使用料に對して百分の十に軽減いたしました。したがって、百分の十以下とすることになるわけでございませぬ。

それから、配当に關しましては、従来百分の十五というのが原則税率でございませぬが、今回は百分の十五でございませぬが、その課税期間中に五〇%をこえて当該法人の株式を保有してあるいわゆる親子會社の關係にあるものにつきましては、百分の十五という特別税率を百分の十以下とすることになっておりますので、三条のただし書きでその点を加えております。

それから、第四条、第五条關係は、これは御承知のとおり、アメリカとの条約におきましては、恒久的施設がございませぬ場合には、その恒久的施設に關係がない所得でございませぬが恒久的施設のある國の源泉に由来する所得につきましては、すべてこれを総合する、いわゆるエンタープライズという課税方式をとつておりますが、このスウェーデン、それからカナダ、フランス、いずれの條約におきまして、帰属主義、アトリビュートブル方式といふことをとつております。これらの資産所得等につきましては、それが当該恒久的施設に歸屬しない場合には分離して課税する。したがって、利子所得、配当所得等につきましては、恒久的施設に關係がない場合、つまり、例で申しますと、スウェーデンの會社が日本に支店を持つておる、そうして事業をやつております場合に、その會社が日本の株式を所有してあり、あるいは

日本の会社に貸し付け金をしておるという場合におきまして、その利子、配当所得は、アメリカとの条約の例で申しますと、すべて恒久的施設、支店の所得に合算されますが、スウェーデン、フランス、カナダの条約では、その貸し付け金の利子なり配当所得が支店に帰属すべきもの、支店の事業に關係して保有しておるものである限りは、これを分離いたしまして一五%の、あるいは一〇%の税率で制限を受けるわけでございます。ただ、わが国内法におきましては、一般的恒久施設を有しておるものについては、所得税、法人税とも他の所得と合算して申告しなければならぬことになっておりますので、そういったものと、国内法の手当でいたしましては、これらの合算した申告の中から恒久的施設に帰属いたしません利子、配当等につきまして、それを取り出して特別に軽減をする必要があるわけでございます。その規定が四条、五条に規定したということでございます。

なお、その計算方法は、使用料、利子あるいは配当にかかる部分の所得税額というものを計算する方法といたしまして、これらの所得をすべて総合した場合の税額と、これらの所得を取り入れた場合の所得税額を計算いたしまして、その差額がこれらの所得にかかる税額である、こうみなしまして、それらの所得に対し一〇%あるいは一五%の税率を適用した場合に、それらの税額が超過いたしておりますればその部分を軽減するという趣旨のものでございます。

なお、その第五条、六条は、それと同時に、地方税との関連をも規定してあるわけでございます。御承知のように、個人の所得に關しましては、住所がない場合には市町村民税は課せられないということになっておりますので、特別の規定を要しないわけでございますが、法人の場合は、恒久的施設に相當するものがある場合には法人の住民税は課せられることになっております。そこで、スウェーデンの場合には、法人税の特例につきましては、法人税だけでなく、道府県民税、市

町村民税も同時に二重課税で配慮いたさなければならぬわけでございます。両方合わせて、使用料及び利子に關しましては百分の十、それから配当のうちの一五%の配当につきましては百分の一五を限界といたしまして計算を標準税率で計算することにしたしまして、それぞれの国税及び地方税における税率の限界を定めたのが、この五条、六条の規定でございます。使用料及び利子等に關しましては、国税は法人税の關係では百分の八・八を限界税率とする。これに對して合計で百分の十三・五でございますから、分けまして、道府県民税は百分の五・四、市町村民税は百分の八・一ということになるわけで、それを法人税率に適用いたしますと百分の一・二、もとに對しては地方税分が一・二という計算になるわけでございます。百分の十五の場合には、法人税のほうが十三・二でございますので、地方税のほうは合計いたしまして、所得に對してはほぼ一・八という数字になるわけでございます。

以上、スウェーデンに關する説明を終わることにいたします。

次が、カナダでございますが、カナダも、いまの地方税の部分を除きますと、スウェーデンのものとよく似ております。

簡単に申し上げますと、第二条におきまして、配当、利子、使用料等に對する所得税の税率の特例がございます。カナダとの条約は、配当、利子、使用料等一括して百分の十五で制限をいたしております。したがって、ここでは利子も配当も事実百分の十五ということになっております。同じく、カナダにおきましても、いわゆる帰属主義、アトリビュート方式をとっておりますので、総合をいたした場合の軽減に關する規定が第三条に規定してございまして、この場合は、その部分については収入金額の百分の十五に相當

する税額にとどめて軽減をするという趣旨が第三条に規定してございます。

次は、フランスでございますが、フランスもほぼスウェーデンと似たかっこうになっております。

まず、配当に對しましては、フランスにつきましては百分の十五、それから利子、使用料に對しましては百分の十という軽減税率を規定してあります。二条、三条でございます。

それから、同じく四条におきまして、総合をいたしました場合の軽減の規定がございます。ただ、ここでちょっと違つておりますのは、第四条の一項三号をござらぬいただきますと、二条約第十四条第二項(〇)の規定の適用を受ける収益で所得法の施行地にその源泉があるものに係る所得(同法第九条の規定による総所得金額の計算上所得税の課税標準に含まれる部分に限る)が、これが百分の二十五となつております。これはわが国におきまして、かりにフランスの法人が二五%以上の株式を保有する小会社をかりに日本に持っていたとしますと、その場合、その株式譲渡は居住地國の所得になるわけでございますが、二五%以上の株式を保有しているような場合は、その法人を通じて事業をやっているというふうに考へてもしかるべきものでございまして、そういう特別の場合に限つてはこの条約で、それらの株式の譲渡を發行法人の所在地國の源泉といたしております。ただ、これはわが國の所得税法上は、この所得は申告をなすべき所得で、源泉徴収をいたしております。したがって、合算されるわけでございますが、この事業譲渡類似の株式譲渡につきましては、条約でその収入金額の百分の二十五に税率を制限いたしております。したがって、わが國の法人に對してこのようなことが起こつた場合には、相手國の法人はこの所得を申告しなければなりません。法人、個人ともにございまして、その場合には、この百分の二十五の税率をこえて

税額が計算される場合には、利子、配当と同様に軽減をいたす必要がございます。その趣旨が第三号に規定してあるわけでございます。これはフランスだけ獨特のものでございます。

なお、五条、六条は法人の場合の限界税率でございますが、これはスウェーデンの場合と同様に、国税の場合は、一〇%の部分、百分の八・八、一五%につきましては百分の十三・二といたしまして、残余が第六条で地方税の特例税率となつていくわけでございます。

以上、はなはだ簡単にございまして、四法案につきまして、補足説明を終わらしていただきたいと思ひます。

○委員長(西田信一君) 以上で補足説明は終わりました。

これより四法案を一括質疑に入ります。御質疑のおありの方は順次御発言願ひます。

○成瀬晴治君 質問というよりも、私は第一に資料をほしいのですが、第一点は、たとえばアメリカとの關係は一九六二年に行なわれているようですが、たとえば出てくるフランスは一九六四年の十一月十七日ですか、十一月二十七日ですね、二十七日になっていきます。そこで、一体フランスの國會が、あるいはそういうこの關係にあるスウェーデン、あるいはアメリカ、あるいはカナダは、もう法律案を向こうが通しておるか、通っていないのかということ。もし通つておるとするならば、これはいつ、条約はどうなつておるか、国内法の整備はいつ終わつておるかということが、まず知らしていただきたいということが第一点です。資料としていただきたい。

それから、二つ目に資料としてお願いしたい点は、一体日本の人がこの四方國に個人または法人でどういふふうな、どのくらい投資しておつて、それが投資の場合、あるいは工業権の所有、そういうものがあるが、それがどのくらいあるのかということ。そして、それを日本国内に投資しておつたときと、得るその果実は、フランスにしたほうが得になるのか、あるいは国内のほうが得になる

か、その比較したものが資料としてほしいと思うのです。これは日本人の場合ですね。それから、立場を逆に変えて、たとえばフランス人が日本にそうやったほうが得なのか、国内でやったほうが得になるのか、その比較が両方できると思います。そういう資料がほしいと思います。

○説明員(吉国二郎君) だいたいの話でございますが、第一点についてはちょっと口頭で申し上げておきますと、アメリカはこれについては国会の手続を終了しております。

○成瀬幡治君 それは条約の承認も……
○説明員(吉国二郎君) やはり条約の手続も、承認もされておるわけでございます。したがって、こちらで条約の承認を得られますと、直ちに批准の手続がとれるところになっております。

○成瀬幡治君 国内関係法までそれは整備されておりますか、所得税法まで。
○説明員(吉国二郎君) アメリカは一般的な関係法がございまして、特例法が要らないという形になっております。条約だけ済めば済むわけでございまして。

それから、スウェーデンがやはり国会で日本と同様に審議中でございます。それから、フランス、カナダがまだちょっと国会に出ていない段階でございます。

○成瀬幡治君 それは向こうがわからぬと、相手国がやらぬとこちらもやれぬわけだ。
○説明員(吉国二郎君) 向こうもかける予定でございます。これはお互いにどっちかだけで待っておりますとおかれてまいりますので、並行してやっておりますと困るわけですね。

それから、だいたいの第二点の、お互いの、投資をした場合どっちが得かというのは、税法上の点からでございますか。向こうへやったら、向こうのほうがもうけが大きいとか、いろいろな要素がございまして、ちょっとこれは資料がつくりにくいかと思いますが、税法の点だけでございませぬか。

○成瀬幡治君 税法の点でいい。
○説明員(吉国二郎君) 日本は税額控除の規定がございまして、どっちにいたしても同じことになるとは思いますが、一応できるだけの分をつくらせてみたいと思っております。

○鈴木市藏君 ちょっと質問が二、三あるのですがね。おもにアメリカとの関係に関する特例法の質問ですけれども、つまり、いま日本との間における通商航海条約ですね、これが期限が切れておる現状を一体どうするかという問題がしばしば問題になっていまして、これと現在の特例法との関係というのはどういうことになっているのか。

○説明員(吉国二郎君) 御承知のとおりでございますが、日米租税条約は、一応通商航海条約とは全くの別個のもので、別個の範囲を規定しておりますので、これ自体の存続期間なら存続期間につきましては、当然関係なしに存続するということは間違いないと思っております。

○説明員(松永信雄君) だいたいま日米通商条約の効力のことに関して御質問がございましたので、御説明申し上げますと、日米通商航海条約は、その二十五条に規定がございまして、最初十年間の効力を有するというのが書いてございまして、「その後、本条で定めるところにより終了するまで効力を存続する」と書いてございまして、その第三項に、その存続する場合の規定がございまして、いずれか一方の締約国が相手方に対して一年前の予告を与えることによつて終了するといふたてまえになっております。したがって、現在のところこの予告が行なわれておりませんので、通商航海条約は依然として存続しておるといふ関係にございまして。

○鈴木市藏君 つまり、この通商航海条約がきわめて不平等なもので不都合なものだから、これをやはり平等の立場で改定しなければならぬということが強く叫ばれている今日、このいうならばもと条約ともいふべきものがいまのような状態のものにおいて、こうした特別法みたいなものだけが

先行していくという行き方については、まあこれは議論になりますからやめますけれども、これはいろいろな問題を引き起こしてくるだろう。やはりこのもとになるべき、要するに通商航海条約といふものになるべきものが整備されないままの状態で、これがほんとうに平等の立場での改正が行なわれていない立場において、こういう特例だけが先行していくという行き方は正常な問題ではないと考えますが、これは後日またさらに深めたところで質問することにして、きょうは私も、二、三、資料の点でもって要求したいのがあるわけです。

それは、日本とアメリカとの問題の、いまの経済上の、あるいは金融上の状態がどうなっておるかというところが、なかなかつかみにくいわけですね。そこで、こういう特例法が問題になっていられる機会に、一体、アメリカの日本におけるところの、日本で事業を営んでいる、またこういうふうな特例に適用されるべきそういう法人というのは、一体どれくらいあるのか。これが第一です。

それから、日本に対する、つまりアメリカあるいはその他の国、いまここに条約案にのぼっている以外の国も含めて、一体どれくらいの投資総額というものが国別に日本にきているのか。これはいままで、この委員会でもしばしば実態を把握するという点で質問を行ないましたけれども、あるいはまた資料要求を行ないましたけれども、いづれも国別では明らかになってこない。明らかにしてこないことには、このような実態が把握されませんので、一体どういふ状態になっているのかというところが明確にならないものですから、どうしても国別の日本に対する投資額を、そうしてまたこのような条約の適用を受けると考えられる法人の数を、ひとつ資料として提出していただきたいと思っております。

○説明員(吉国二郎君) だいたいの資料の御要求でございますが、やや不完全かと存じますけれども、ただいま御配付申し上げました資料に、法人数あるいは投資関係が、四国について……

○鈴木市藏君 国別に出ていますね。
○説明員(吉国二郎君) 四国のは、一応お手元に差し上げてございます。なお、投資額の国別につきましては、実は私どもの所管ではございませんので、国際金融局とも相談いたしてみますが、どうも、従来そういうような資料ができていないようなのでございまして、できる限り努力いたしますが、資料的に整備されませんときは御容赦願いたいと思っております。

○大竹平八郎君 これは通産省に伺うのかもしれないが、国別には申し上げませんが、現在日本がいわゆる技術援助を受けている件数、これはどのくらいあるか。それからまた金額、それとまたそのロイアルティを払っているものほどの程度になっているか。それがもしわかったら、ひとつお知らせしてください。

○説明員(大倉真陸君) 調査官にかかりまして御説明申し上げますが、最初の御質問の技術援助の件数がどれくらいあるかという点につきましては、実は本日御配付申し上げました提出資料の中に国別に件数があがっております。それをこちらにだけお知らせいたしますが……

○大竹平八郎君 このままではちょっとわからぬので、説明してください。

○説明員(大倉真陸君) ちょっと非常にごちゃごちゃした表でございますが、お手元のを開いていただきまして、左から大きなワケで四つ目に、技術援助と書いたところのワケがございまして、その技術援助の国の欄が、アメリカのところから申しますと、上の欄は、日本からアメリカに技術援助している件数で、六件、それからアメリカから日本が受けている技術援助、これが一千六百三件、これが三十八年度末までの累計の件数でございます。以下同様であります。日本からカナダにゼロ、カナダから日本に三十九件、日本からフランスへゼロ、フランスから日本に八十二件、日本からスウェーデンにゼロ、スウェーデンから日本に

四十九件、その中身は一番右の注記にございませぬ。

アメリカから受けている技術援助は、これは各種とございまして、機械、化学、その他は全般にわたっておりませぬ。カナダのものは、金属製錬技術関係のものが多く、フランスから工作機械、金属製錬、スウェーデンから金属製錬であります。

それから、ただいまの御質問の第二の金額でございますが、これは国際金融局といろいろ打ち合わせたわけでございますが、国際金融局のほうでも、実は受け入れの元本額というものが算定されておられない。金額的に評価するのはなかなかむずかしいという点があるかと思ひます。受け入れの技術の元本というものは幾らであるか、これはちょっとわかりかねるということでございます。ただ、ロイアルティの支払い総額という意味では、いま手元に資料を持ってきておられると思ひますので、ちょっと待っていただければ、後ほど申し上げられると思ひます。

○大竹平八郎君 ロイアルティのなんですか、総額は簡単にわかるのですか。

○説明員(大倉真隆君) 国別はちょっと無理でございませぬ。

○大竹平八郎君 国別でなくてもいいのですが。

○説明員(大倉真隆君) 支払い総額はわかりませぬ。これは三十八年度分の税務統計でございますが、支払い総額は五百十七億円でございませぬ。これに対して源泉徴収いたしております税額が六十五億円でございませぬ。いづれも三十八年度分一年間の数字でございます。三十九年度分は、まだ統計ができておりませぬ。

○大竹平八郎君 それから、このパーセンテージは大体わかりませぬか。アメリカがほとんどだと思ひますが、金額でなくともいいが。

○説明員(大倉真隆君) 先ほど申し上げましたように、国別の内訳は時間がかかるかと思ひますのでありますが、感じといたしましては、おっしゃいますとおり、アメリカが、金額、件数ともに非常に大きい

ということでは、これは申し上げてよろしいかと思ひます。

○委員長(西田信一君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(西田信一君) 速記をつけて。

他に御発言もないようでございませぬので、四案につきましての本日の質疑はこの程度にいたしませぬ。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(西田信一君) 速記をつけて。

○委員長(西田信一君) 租税及び金融等に関する調査のうち、中小企業金融に関する件を議題といたします。

本件につきまして御質疑の通告がございますので、これを許します。成瀬晴治君。

○成瀬晴治君 金融引き締めになりまして、中小企業の倒産がずっとふえておられることは御承知のとおりです。しかも、なるほど一月は少し減つたと。あるいは二月もピークから見れば減つておられる。十一月、十二月から比較すれば減つておられる。十一月、十二月から比較すれば減つておられる。十一月、十二月から比較すれば減つておられる。十一月、十二月から比較すれば減つておられる。

○説明員(金玉義人君) 計画部長でございますが、政府委員でなくて恐縮でございますが、私、お答えさせていただきますと思ひます。

だんだん非常に全般的に経済界がむずかしいという現状であることは諸先生御承知かと思ひます。その面、特に中小企業自身が非常に困難な事態に立っているということもまた言うまでもございませぬが、なぜそういうことになっておられるかというところでございませぬが、全体的な経済情勢の困

難な中のいわゆるしわが中小企業に寄りやすいというところが一番大きな原因かと思ひます。たとえば、金融引き締めがありまして、大企業の場合には信用力その他から見ても、中小企業でももちろん信用力があるわけでございますが、そういう困った場合には中小企業にしが寄りやすいということもございませぬ。まあ、体質的にもそう強くないということから来まして、より困難な事態に立ちやすいということは言うまでもないかと思ひます。

そういう本質的な面をわれわれといたしましてどうしていくかということでございますが、まず、そういう困った問題を金融だけで解決するということにしては、あまりに問題は根っこにあるわけでございます。したがって、われわれとしては、中小企業対策全般を通じて、中小企業

の体質改善ということを進めたいと思ひます。たし、今後ともやめていきたいと思います。まあこの体質改善の一つの大きな柱といたしましては、やはり近代化を進めていくということかと思ひます。もちろん、近代化といひましても、いろいろな角度がございませぬが、何といたしましても、やはり設備を近代化していくというのが一番大きな柱かと思ひます。

で、このためには、政府といたしましては、設備資金とか、あるいは設備近代化、あるいは高度化資金という、いわゆる助成法に基づきまして、無利子の金を出していくという一つの方法、あるいは政府三機関を通じてそういった近代化の融資の規模をふやしていくという面

で近代化を進めていくというのが第一でございます。それから、第二には、個々の中小企業だけではいかんともなしたいという場合に、その中小企業がある業界全体としての近代化を進めていく。御承知のように、これは近代化促進法というものによりまして基本計画をつくりまして、そうしてその業界が成り立つような形、業界全体としての近代化を進めていくというふうな、業種別の近代

化計画の推進によっていくというのが第二かと思ひます。

それから、これは中小企業自身がやはり経営全体の目から見ても健全な姿にやっていくということもございませぬ。われわれの指導行政といひますか、どういふ場合に設備投資すべきである、どういふ場合に生産の技術改善をやるべきである、という、経営技術全般にわたります指導面というものを中心にいたしまして、個々の中小企業が企業として健全な姿になるような形の指導行政といひます。を、いままでも続けてまいりましたし、今後とも続けていく。そういう体質が、りっぱといひますか、強くなるような施策を自身自身が、全般の中小企業対策と同時に、特にこういう困った事態におけるやはり一番現実的な一番確かな方法であるかと思ひます。こういう方法を今後進めていきたい、かように思っております。

まあそういう形をとりまして、なかなかさつき御指摘のような倒産件数というものはそう減らないというの事実もございませぬ。最近一月はやや落ちつきましたが、二月も少し昨年の暮れ並みにやはり上がってまいりました。こういう意味では、非常に困難な事態でございませぬ。基本的にはさつき申し上げましたような本来の中小企業対策をさらに一そう進めていくということが一番確かな方法かと思ひます。そういう方向で進めていきたいと思います。

少し質問に対しまして、部分的なお答えになるかと思ひますが、あとまた御質問がございましたら、お答えしたいと思います。

○成瀬晴治君 体質的な改善についていろいろなことが行なわれておられることは、私どももわかっております。しかし、かゆいところには実は手は届いていないわけですか。ですから、あなたのほうとしまして、中小企業庁としていろいろなことをやってみえるけれども、どうも手が届かぬじゃないか。

そうして、いま現に一番倒産が出てきた原因というものは、金融だけでしわが寄ってきた原因ではないかというふうなお話もあるわけですね。全般的に

弱いから寄ってきたんだ、それは体質じゃなく、ということ、体質についてはやはり改善していく。しかし、直接のその動機になったのは金融だろと思うのです。しかし、金融だけじゃないこともわかるわけです。とするなら、金融がもし薄火線だったとするなら、金融に対してはこうやる、そうじゃなくて供給過剰的なものがあるとするなら、それに対しては合理化を進める、近代化を進めるということは、それは反比例していくわけですね。ですから、そういうことに対してはどういうふうないまの供給過剰型のもの——いや、そうじゃなくてもと生産は増しているもの、だというふうにお考えになられているものやら、これは設備投資の問題ともからんでくるわけですが、大企業ばかりやっているのじゃなくて、中小企業も御指摘のように近代化あるいは合理化をやられれば、当然そこに生産というものが伴ってくるわけですね。しかし、低生産だということ、競争で負けてしまふ、生産過程で。そこでたくさん出てきたのだ。つくり出されてきた。そういう矛盾一切が中小企業に押し寄せがされているということもわかるわけですね。

だけれども、しわが寄っているというだけでは済まされないから、その中で中小企業はどうするのだという、片一方では、生産競争に勝つためにはたくさん生産をしなければならぬから、近代化、高度化、合理化を進める。まことにおっしゃるとおりだと思ふ。しかし、今度は供給過剰になつてしまふから、そうすると在庫品がふえてくる。この矛盾ですね、こういうふうなことに對してどういうふうにしておられるのか。そのしわはあげて中小企業に寄るのであるから、そういうことに対してどういうふうなやっておみえになるのか、承りたい。

う一つの方向と、さっき言いました個々の企業が健全だということ、二つあるかと思ひます。

後者はさておきまして、特に前者の業種全体としての方向をちょっと詳しく御説明いたします。御承知のように、近代化促進法で三十八年度指定業種が二十、三十九年度が二十五ございませぬ。近く四十年度の業種を指定したいと思ひます。たとえ例をとりますと、たとえば電気メッキという一つの指定業種がございませぬ。これがやがて将来どういうふうな需要構造になっていくかというのを考えまして、そのワケの範囲内で当該業界の設備の近代化をはかっています。そうしますと、個々の業種がみな設備を近代化するというのは、さっき先生の御指摘のように非常にむづかしいこと、つまりオーバー・プロダクションになること、ごさいませぬので、そういう全体の需要の範囲内で、各社の設備を調整できるように発展のしかたを考えていく。具体的に申しますと、いまの電気メッキ業界におきましては、やはり業界自身がいまのままではやらない。個々が近代化、合理化すれば、全部の設備が過剰になるというところで、思い切った合同なり、あるいは設備の共同というのをメッキ業界が考えておりまして、そうしていまこの近代化計画が成り立っているわけでありませぬ。したがって、そういう一歩ではできないものを業界全体として一つの思い切った合理化方法でやっていく。これは業界自身がそういうことでやっておりますし、われわれもそういうやり方自身を促進していくという考え方で、いまの基本計画をつくっておるわけございませぬ。そういう、要するに少々の経済情勢によりましてもやはりやっているとしようという具体的な施策を、そういう企業がみずから実施するといふ方向でもってわれわれも援助していくという形で体質を強くしていくというのが、一つのこれが基本的な方向かと思ひます。

う形を取り得る中小企業といふと、その全体ではないわけございませぬが、そういう近代化に持つていける業種はやはりそういう形で体質を強くしていく。その他のものがむしろいろいろ問題かと思ひます。それは、まず個別的に経営が健全化できるような基礎を指導し、そういう自覚のもとに個々の企業が健全経営ができるような、したがって、業種別全体としてどうするかというところがすべてでございませぬが、主としてそういうものを中心に体質改善をはかっています。かように思っております。

○成瀬幡治君 とうとうに受け取っていいわけですか。たとえば近代化の問題についてはおっしゃるとおり、三十八年度は二十、三十九年度は二十五に、四十年は四十ぐらいにふやさんだ、こういうことですか。この年限はちょっと違うかもしれないが、そういうふうな業種指定をふやしていかんだ。そうしてしかも、業界全体でいくような場合には、業界全体として近代化を進めるものはそれを中心にして進めていくんだ。しかし、業界全体としていけないものもあるんだ。それはやむを得ないから、こうだと。そうすると、取り得るいまの中小企業としての経営技術等の指導行政の中心は、なるだけ全体で固まって共同でやるようなものは業界全体でやってくれよと、これが中心なんだと、これが主だ。しかし、やっつけいけないものはこれはこうだと、こういうふうな受け取っていいわけですか。

○説明員(兼玉義人君) だから、大きく分ければ先生さっきおっしゃったような業種別全体の合理化、それから業種別全体の合理化がなかなかならぬ重要な事情でいけないものは、個々の企業の健全化ということを中心に、それを指導していくというところで進めていきたいと思います。

○成瀬幡治君 私は、中小企業というものは非常にむづかしいもので、どこへ待っていかうかということはなかなかにへんなことだと思ひますが、大体いまのままではいけない、大企業に中小企業というものは食われる運命にある。しかし、中小企業がなくなるといふことは絶対ではない。そこで、中小企業のあり方をどういうところに置いて、たとえば業界全体でメッキならメッキの業界の人は全部集まって、そこで共同出資あるいは共同の場所で大きくやってくれよというふうなことをやると、大企業並みの合理化ができることをこいねがっておるんだと、そういう形をあなたのはうは理想図として描いておみえになるのか、あるいは大企業の系列下に入ってしまうのもやむを得ないんだと、そういうふうになるのが中小企業の行き方として考えておみえになるのか、どういふふうな中小企業のあり方というものを、将来図をどういふふうな描いておられるのか、どうもわかりかねるのですよ。また、これ、びしゃつと言うものもなかなかむづかしいけれども、そういうふうな中小企業を規定づけておられるのか。

○説明員(兼玉義人君) 先生おっしゃったように、非常にむづかしいということがむしろ本来の考慮であると同時に、要するに、ある業種によりまして、あるいはそういう方向が私は別々だろ。したがって、たとえば中小企業自身の中にも独特な製品、独特な技術を持って、大企業よりはむしろ生産性が優秀というのものはあります。それはむしろ、さらにそういう独立の方向で考えるべきでありませぬ。あるいは系列以外には生きる道のないというものは、むしろ系列の形をはっきりした形にしていったほうが中小企業のためにもなり、むしろそれが一番いい方向であるといふ場合もあるでしょう。あるいはメッキの場合のような、それぞれが同じ近代化の一つの建物で、それぞれが共同施設を持って、それぞれが独特なお客さんから注文を受けてやる。ただ経営は別だけれども、共同施設なり、そういう全体の設備を合理化していく、そういうものもあるで

しょう。したがって、中小企業のあるべき方向というものは一がいには言えないし、また言う必要もない。

したがって、むしろわれわれといたしましては、今後はこういう場合にはむしろこういう独立の方向でいくのである、こういう場合にはむしろ、さっきいきましたように、系列関係をほっきりした形でもって少し長期的な観点から系列を考えていくというふうには、むしろ業界なり個々の置かれていくというふうな特殊な立場において、みなそれぞれは行き方があるんじゃないか。したがって、われわれといたしましては、一が、いかにどの方向にすべきであるか、二が、いかに要らないし、むしろかえってそれは妥協ではないというふうな考え方に立っております。

○成瀬幡治君 あまり通産行政の問題になりませんが、私もやめますが、あなたのほうから資料としていただいておりますが、これはやはり負債総額のところは一千万円以上になつておられますが、これは資本金は全然関係がないわけですね。それから、資料が東京商工興信所から出ておられるもののようにございますが、中小企業としてどのくらい、三百万円でも倒れておれば、私は中小企業の倒産だと思つて、件数が減つたとかふえたということを、いつも資本金あるいは負債額で統計が出ておられるわけですが、中小企業自身は何か独自のこういう資料はございませんか。

○説明員(荒玉義人君) 大体、いまの状況ですと、負債額一千万円というところではほとんどカバーできると思つて、したがって、われわれといたしましては、これにございませうに、東京商工興信所でございますが、ほとんどカバレージが一〇〇%とはいひませぬけれども、相当部分がこれに入っております。したがってわれわれ自身で独自のこういうものの調査をやっております。

○成瀬幡治君 やつておらぬのですか。全然そういうことは考えておみえにならぬわけですか。

○説明員(荒玉義人君) これはいろいろ検討いたしましたことはあるのですが、こういう形のものすべて調査するというのが、実際問題、非常にむずかしい面がございますので、したがって、大体これで全体の趨勢がわかると思つて、そういう実際上のむずかしさと、大体これでいいという形で現在まで来ております。

○西川甚五郎君 これはあれですか、この倒産数ですね、まあ倒産するには赤字倒産と黒字倒産の二つがあるですね。その区別はないですか、この中には、これは一番肝心な問題ですよ。黒字で倒産する場合と赤字で倒産する場合と、これはまたやり方が違うのですよ。そういうふうにお分けたら数字はありませんか。

○説明員(荒玉義人君) 黒字倒産、赤字倒産といつても、実際上はなかなかむずかしいと思つて、まあ大体関連して、つまりある大きなものが倒れて、関連して倒産したものを大体黒字倒産と見れば、そういう形のもの、われわれのほうで別に調べたものはございませぬ。

○堀末治君 この表はあなたのほうの表でなくて、東京商工興信所ですね。あなたのほうからもらった表は、毎日新聞にも出ておつて、われわれはよくわかつておる。そこで、あなた、こういうものは中小企業庁でお調べにならぬのですか。

○説明員(荒玉義人君) さっき申しましたように、これは個々の企業の信用の内部にまで立ち至つて調査をして初めてこういう結果ができてくるということから、われわれ自身がそういう形の調査が実際上可能かどうかというあたり、少し疑問があるものですから、いまのところ考えてございませぬ。

○堀末治君 こういう倒産が次から次に続いている。実はこの間もここに日銀総裁が来ていろいろお話があったのですが、そのときの日銀総裁の話の中に、各支店をしていまの倒産の状況をよく調査せしめて、こういうお話があった。私はその調査がいつできるかわかりませんが、私はいづれ委員長を通して日銀の調査をひとつも

らおうと実は思つておるのですが、おそらくこういうものが調査できるのは、中小企業庁ないしは日銀、日銀はもとよりですが、大蔵省の財務局の調査でございませぬ。ですから、これは、いま西川さんから黒字か赤字か、こういう御質問が出たのですが、これは大別しただけのもので、一番大切なのは、一体どうして倒れていのかという原因を調べるのが非常に大切だと思つて、中小企業庁としては、いろいろ中小企業の政策のために指導行政をとつていかなければならぬ。その指導行政をとつていく上において、これほど倒産があつて、あれもやり、これもやり、いろいろ施策は講じているが、その原因をきわめないで、一体政策のどこを推して通産行政ができるか、私はこう思つておる。これを一これらに要するに倒産の原因をずつとお調べになつたものはないですか。

○説明員(荒玉義人君) どうもたびたび引用して恐縮でございますが、一応この東京商工興信所の関係で、たとえ、非常に在庫が多くて金がつかない、あるいは設備投資が少し見込み違いだといふあたりのものがあるわけがございます。したがって、大体まあ全部さつと通じて見ましても、まあおおむねの原因はそこらわかるかと思つて、だから、この内訳なり、そういう原因別のものは興信所自身出しております。それを中心にして、大体同じ傾向が続いておりますので、それで推測できるかと思つておる。

○堀末治君 いまあなたのお話だと、興信所出しておる、こういうのですが、興信所は興信所で、これは商売なんです、実際。ですから、私は、中小企業庁としては、これは興信所にやらせる仕事じゃなくて、中小企業庁自身がやつて、それはいろいろの指導行政をしていくためにはぜひ必要だと思つておる。そういう原因を、これこれこれといふことをたくさんやれば、やはり業者の中には、それを見て、自分のところの商売の実態と比べてみると、これは在庫が多い、あるいは貸しが多い、こんなことをしていると倒れるというふうな

ことも、それからだいが参考になつて気をつけるようになるだろうと、私はこう思つておる。どうしても、あなたのお話のように、興信所なんかたよらないで、興信所は興信所で商売をやつておるのですから、これは黙つてやらせれば、あなたのほうはあなたのほうで、要するに指導官庁としてそういうことを当然やつて、そういうものを早く発表してやるということが指導行政の上からぜひやらなければならぬことだと私は思つておる。おやりになつていないのですか。

○説明員(荒玉義人君) いまおっしゃつたのは、たとえ、ここにございませうに、三十九年度が四千二百十二件ありますが、それが原因別にどうかというところは、さつき私申し上げたとおりやっております。

ただ、指導行政の面でどうかということでございますが、これはたとえ財務比率で、ある一つのケースなり、それからたとえば売り上げ高、利益率があつたとか、それからあるいは経営資本に對する売り上げ高がどうか、いわゆる財務諸表その他の、全部いろいろのケースがございませぬ、そういうことをそれぞれがどういふ事態になつたら危険だから注意しなければいけないという意味の、つまり個々の企業を指導する場合、そういう指導基準というものはございませぬ。

したがって、われわれが指導する場合に、やはり経営全体を見て、一つのそれぞれ指標が、相互関係を見てどういふ事態になつたらあぶないのだから注意しなければいけません、という意味のものはございませぬ。したがって、そういう場合の経営の指導という面におきましては、いろいろ個々にそういうものをつくりまして、したがって、そういう倒産しないような指導とありますが、これはまあ倒産しないという用語が、かといふあたりの、指導のための基準というものは、これはございませぬ。そういう形でやっております。

○堀末治君 いま指導基準があるというのには、これに出ていますか。

○説明員(荒玉義人君) 指導センターでそういういろいろの経営指導をやっておりますが、そういう別のものでございます。したがって、それにはございません。

○堀末治君 あつたら、ひとつもりたいののですかね。そうして、せつかくあなたさんのほうで指導基準というふうなものをでかしておれば、なおさら、私、この要するに指導基準に合わせて、倒産された四千二百十二件のうち、指導基準の何をよく守らなかったのは何件であるか、何の状況に不注意だったのはどうだというくらいを表を出して、おくといいことが非常に大切だと思つて、われわれのような者にも聞かしておいていただくと、それはあらゆる機会に非常に話ができることになる。これは分類があたのほうでどうしてもできませんかね。

○委員長(西田信一君) 答弁ありませんか。

○説明員(荒玉義人君) さっき申し上げましたように、要するに指導面などでこの問題に対してやっておるかということですが、それはまた御要望がございましたら、別に御説明させていただきます。

○西川甚五郎君 そうすると、あなたのほうではもう、倒産数と、状況というものは東京商工興信所にたよっておるといふことですか、これは、そこをばっちりしてください。

○説明員(荒玉義人君) まあ、さっき言いましたように、個々の企業の信用方まで、なかなかわれわれの力ではございません。さっきの日銀が申しましたのは、おそらく市中銀行が、これは大体各銀行の窓口でいろいろ持っておりますから、それを集計して、日銀はおそらくそういうルートである程度個々の企業の集計、これは御承知のように、個々の企業の信用力を毎日見ておりますから、そういう形の調査があると思つて、したがって、われわれは、いまの東京興信所というのには、そういう市中銀行を通じてむしろその資料を中心

に、いろいろな角度から分析していくということ、でいまいのところに、さっき言いましたように、大体の傾向をつかむという考え方であります。したがって、大体そういうルートで資料がわれわれは考えておるわけでございます。

○西川甚五郎君 そうすると、東京興信所の規模というのはいくらな大きな規模ですか。

○説明員(荒玉義人君) 大体、いま全国に支店網を設けておるようございまして、人員が大体千六百名程度の規模でございます。

○成瀬幡治君 この間いろいろ話があつたので、ぼくらは、負債一千万円以上というが、実は以下のものがほんとうにあつて、それからお話しありました指導基準というものがあつたというお話ですけれども、これはどうですか、たとえ日本特殊鋼が二百億の負債をもつて倒れた、サウエーブが百七十億、あるいは一月に入つてから倒れた田中電氣製作所が百三億、もっと小さな倒れば共和金属が十二億くらい倒れたとか、何億とか何千万という負債をもつて倒れたようなところについては、その原因、結果というふうなことは東京興信所が分類して出しているわけですか、何で倒れたかというところが、ほんとうに知りたい。中小企業庁のやるべき仕事は、二百萬、三百萬くらいの負債で倒れたところがたくさんあると思つて、敷に乗つてこない、それをどうしようか、とやつていっていろいろのこと、よつてくる原因の何であるかということ、まず分析する必要がある。それは、たとえば支払い手形が長かつたためにおもにだめになつたとか、銀行が約束をしておつたけれども、とうとう差別融資の強化のために融資しなかつたために倒れたものか、直接動機があると思つて、そういうことをやるのが中小企業庁の仕事ではないか。

ところが、中小企業庁へ行くと、何らそういうようなものの資料がない。だから、結局中小企業庁が中小企業の味方ではないじゃないか。何もやつていないじゃないか。形の上ではいいのいいことをおっしゃるけれども、何ら中小企業のため

にやつておらぬじゃないかという声があるのです。これが実際であつたら、私はたいへんなことだと思つて、ですから、あなたのほうで、何でこれは倒れた、どうしてこう件数がふえてくるのだという点——これは一千万以上のことですから、私は大きいほうのやつはわかるけれども、そうではなくて、二百萬、三百萬のものは一番たいへんだと思つて、そういうものはどのくらい倒れているかという点、何ら資料はございませんか、行政はやつておらぬということじゃないですか。

○説明員(荒玉義人君) われわれのいま倒産問題の対策といふんですか、全体的な感じといたしましては、むしろ倒産の一步手前であるいろいろ指導機関、これは府県あるいは末端の市町村、あるいは通産局、もちろん大蔵関係の地方出先がございまして、そういう、たんなりの協力によりまして、そして倒産前にいろいろ相談を受けて、そしてそれが支払い代金の遅延ならば、親とある程度話し合ひをしまして、そういうことがないような形を持つていく。つまり、倒産したあとの原因究明もさることながら、事前にやはりそういう形での指導を受ける全部が倒産しないという状態になることが望ましいのでございまして、実際の困難でございますが、いづれにいたしましても、やはり倒産しないような相談を受けて援助していくという形をとっております。これは各それぞれの出先を通じて、一応商工指導所、相談所、あるいはいまの大蔵関係のものもそういう形の分け方をしていると思つて、そういう形のできるだけ倒産件数を防いでいくということがむしろ主力でござい

ます。さっき言いましたように、倒れたあと、いろいろ原因をどうするということもさることながら、むしろそういう事前のいろいろ相談等によりまして、ある程度の防止をしていくということにむしろ主力を注ぐべきではないかということだ、さっき先生方のおっしゃいましたような形

で、いろいろな原因等を調査すれば望ましいわけでございますが、さっき言いましたような、いろいろわれわれがやる限度といふますかということをお考えまして、いまの東京商工興信所のような、あるいは全銀協等の仕事でやつておるというふうな、同じようなものをむしろやること自身よりか、もつと、やるにしても、おそらく別な角度のものではないかと思つて、事前のむしろ相談によつて件数を少なくしていきたいというふうなことに主力を注いでおります。

○成瀬幡治君 あなたは指導している、指導している、行政はうまくやつておる、指導してやつておつたらこんな倒産がふえるわけはないのです。やつておらぬから、こうなつておる。あなたは原因を追及することは無意味のような話をする。事前にやつておれば、いよいよ、まさにそのとおりなんです。事前にやつておらぬから、倒産が出てきたということになる。中小企業庁は、いままで何をやつておつたかというのではありません。私は言ひわけをどうしようかというのではなくて、むしろ、たとえば支払い代金遅延防止法という法律がある。ところが、それが現実には守られていない。あるいはそのために、法の盲点をくぐつて、検取期間とかそういうところに、いろいろあるけれども、そこに原因はあるのじゃないか。初めのうちは四〇対六〇で払つておつたけれども、どうにもならなくなつて、現金をゼロにしてしまつたとか、そういうふうなことがふえておるのが原因だと思つておる。だから、そういうことを私は、あなたから聞きたかつたのです。だから、今度差別融資等をやられたらたいへんなことになりはしないですか。せつかく法律はあるけれども、困つたことだといふわけですか。こういう中小企業としての苦衷が承れるかと実は思つておつたのです。そのよつてくる原因は、数字の上ではどうだけれども、最後に長期百三十日以上のものである、百五十日以上のものである。平均したら百一日になるとか百二日になるとか、こういうふう

な話があるかと思つて聞いたら、そういう話はな

い。しかし、いま御質問を聞きますと、西川さんのお話で、関連倒産のものとしてでないものとの資料があるように承つております。いまここで数字が言えますか。

○説明員(荒玉義人君) いまごさいせんので、さつそく委員部のほうに提出したいと思つて

○成瀬幡治君 私も、これ以上のことをやっても無意味ですから、これでおきますけれども、もう少し——中小企業の立場の人たちは、やはり中小企業庁というものがあつて、われわれの味方ではない。なことに對してはかばかしながら援助しておつてくれる、たとへば手形の問題に對してもいろいろと政府の中で、銀行に對しても、あるいは通産省、大蔵省に對しても、強い要求の意見を出しておつてもらえる、というふうな期待をしておりますから、やはり期待をされておるようには動いてもらいたいと思つておる。またの機会に私もあらためて聞きたいと思つておる。

○堀末治君 一つ申し上げておきますが、なぜ私どもは原因を聞いておるかといへば、私の知つておるの、いかゆる親企業、大企業からしわ寄せされておるの、だいたいあるんですよ。そういう問題はなかなか、中小企業庁だけの行政では容易ではない。親企業、大企業のほうをある程度矯正するとかというやり方をやらなければできない。そういうことで、そういうことを問題にするのは、国会ならできるとは、あなたの方でできないかもしれないけれども、幸いにわれわれならこの席を通して言えるのですから、ですから、私はその原因をあなたのほうで調べたらこうなつておる、ということをお話してくれれば、ここで場合によつたら大企業を呼びつけて、けしからぬということも言えると思つておる。だから、そういうことを聞いておるのですから、もう少し精細におやりなさい。それがほんとうに中小企業庁の使命を生かすことであると同時に、日本の大切な中小企

業を生かすゆえんであると思つておる。ですから、どうか至急そういうことを調べて、もう一ぺんあらためて、委員長、やつて下さい。お願いいたします。

○委員(長西田信一君) ちょっと私から具体的なお話で、去年の秋だと思つておるが、最高裁で、いわゆる利息制限法の法定金利を上回つたものに對して訴えがあつて、そうして超過した分は元本に組み入れるという判決が下されたわけですね。ところが、これがだいたい中小企業に關係が生じておると思つておるけれども、一般貸し金業者御承知だと思つておるが、そういう、たしか二十九年だと思つておるけれども、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律というのができて、そうしてその第五條だと思つておるが、高金利の処罰がある。日歩三十銭をこえたならば、これは刑法罰を受けるという法律ができたわけですね。だから、これはそこまで許されたということになるのかもわかりませんが、一般金融業者は三十銭までは取れるのだという觀念でやつておる。ところが、いまこういう判決が出たということ、だいたい一般の金融業者が恐ろしくおるといふ現状にあるようなことです。このことが中小企業の立場から好ましいことなのか好ましくないのか、そこにいろいろ複雑な問題があると思つておる。

そういうことで、金融が引き締められておるということから、そういう方面にだいたい依存しておるといふ形が出ておると思つておるが、そういうことが、金利が安いにこしたことがないのだから、金利が安いにこしたことがないのだから、という立場であるか、あるいはまたそういうことによつて一般の貸し金業者、金融業者が商売をやつていけないということになつて、そういう面から中小企業、あるいは中小企業でなくてもそういう面の金融を利用しておるところが相当あると思つておる、そういう点から逆効果が生ずるといふ点で相

当問題だと思つておる。こういう点について、中小企業と金融は非常に密接な關係があつて、いろいろ議論になつておるのだが、そういう立場から、中小企業はこういうことに対してどういふ見解というか考へ方を持つておるか、また大蔵省もこういう問題をどういふふうに見ておられるか、ひとつ見解を伺えれば伺つておきたいと思つておる。

○説明員(塩谷忠男君) ただいま御質問がございました。昨年最高裁の判決の問題でございますが、このことが中小企業者にとりましてはたして有利であつたか不利であつたかということにつきましては、貸し金業の実態というのには御承知のようになつておるが、昨年秋に非常な把握が困難でございまして、昨年秋以来今日までの間においてどういふような趨勢になつておりますか、手もとに資料がございませんので、的確な御返事は申し上げかねるわけでございます。

ただ、ただいまお話しになりました出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律に言つておられます日歩三十銭という金利は、そこまですべてよろしいという意味よりは、むしろ、社会の秩序維持と申しますか、あるいは金利に關する一つの犯罪性の限界と申しますか、そういう一つのめどを示したものでございまして、三十銭までは法律によつて許されておる、こういうふうな意味で、金利がその限度にまでは幾ら高くてもいい、こういう趣旨ではないと思つておる。それから、全般的にはなるべく中小企業者に対しては低利で長期の金を供給するというのが本旨でございまして、私どもはかねてからこういう意味の高金利というものをできるだけ押さえるという指導を行なつておるわけでございます。

利息制限法のほうは、裁判所の効果と申しますか、効力の問題でございます。利息制限法にきめられておる利率以上の利息は元本に充当するといふ趣旨のことにございまして、このことは債務者にとりましては有利な話であるわけでございます。ところが、これが逆に申しますと、貸し金業あるいはその他の金銭の貸し付けをなす者にとつては不利な

判決ということになるわけでございますが、しかし、これをどういふように評価するかということになりますと、これは非常にむづかしいわけでございます。全般的に金利は安く貸すほうがいいという原則からいへば、中小企業者にとりましてはこういう最高裁の判決は非常に望ましい方向でございまして、他面、金を貸す側から見れば非常に都合の悪い面も出てくるということになります。これはそのことによつて貸し金業者が資金の融通を非常に制限するとか、あるいは全体として貸し金業を通じての金融の道が非常に狭まるというふうなことになるかと、結果としては中小企業者にとつて必ずしも有利ではない、こういうことになりまして、これらの損得と申しますか、利害得失の点につきましては、いま直ちにどういふ程度にそれがなつておる、ということ、いまの段階では何とも申し上げかねるわけでございます。

さりとて、これを統計的に把握できるかと申しますと、これは実は貸し金業に關する実態が、御承知のようにこれは届け出事業でございまして、正規の金融機関のように免許事業でございまして、したがって、報告書類その他につきましても従来あまりひんばんに行なわれていない実情でございまして、したがって、短期間にその結果についてどうかという御質問に對しまして、私、ただいまの段階ではちょっと抽象的なお答えしかできないので、たいへん恐縮でございまして、以上のような答弁でお許し願いたいと思つておる。

○説明員(荒玉義人君) いまの最高裁の判決自身は、私たちの目から見ますと、むしろ望ましいといふふうな感じを持っております。と申しますのは、まあ非常に、さっきの倒産の原因調査をやつていないじゃないかということから申し上げて恐縮なんです、そういうことかなり高利でというものが相当の原因になつておることは事実であらうと思つておる。

われわれといたしましては、できるだけ通常の金利で借りていける、そのためには御承知のよう

に各地に信用保証協会がございますので、そういった信用保証協会の保証をつけて通常のルートによって金を借りるといふことでございます。まあ、御承知のように、国会にわれわれは無担保、無保証制度というものを、これは特別交付でございます。三十万でございますが、要するにそれも一つのそういうあらわれ方だと思ひます。つまり、担保なく、保証人なく、保証協会は保証していただく。そうして保証協会の保証によりまして、そう無理な高利の金を借りないような姿にやっております。場合によれば政府関係機関から、ある場合には肩がわりしていくという方向で考えていっておりますので、むしろ好ましい判決ではないか、かように考えております。

○鈴木市蔵君 一つだけ資料的なものとして……私たちが、この点を知りたいと思つておるのでお願いするわけですが、いま手元にはっきりしないので、いつの朝日新聞というようにはっきり申し上げることはできないのですけれども、私の記憶してるところによると二月の上旬の朝日新聞の夕刊に載つていた一つの数字が、私には非常に問題だと思つております。それは、アメリカにおける中小企業の倒産の数字が出ておる。たぶん私の記憶では、一年間に十数万の企業がアメリカでは倒産しておるといふことで、それは日本とは比較にならないほどの膨大な数になるのです。ところが、いかにアメリカといへども、年間十数万の企業が倒産をしていくといふことになれば、その持つてゐる社会的深刻性というものは、これは容易ならぬことだと思つております。ところが、それほどではないようだが、こういうことになると、一体アメリカにおける中小企業の倒産というものもたらしている諸影響、性格ですね、それが日本では、倒産ということが何か社会的犯罪であるかのごとく取り扱われている。その大きな性格上の相違といたつたようなものはどういふところにあるのか。これを一べんひとつ、朝日新聞に出ておつた、アメリカにおける年間十数万件のぼる中小企業の倒産というものの実態を、できたらひとつ資料と

して、先ほど西川さんのほうから出されたものと一緒に提出できるように、ひとつお願いしたいのですがね。
○説明員(荒玉義人君) どの程度できるか、ちよつといたしますが……できるだけ努力してみたいと思ひます。
○津島壽一君 私は、先ほどからの質疑応答を聞いて非常に遺憾であると思つたのですが、倒産した部分の企業の倒産の原因というものがあつたのですが、まあ倒産したものはいかたがなないんだ、しかし、生き残つたものをどう防止するか、あるいは予防するかどうか、中小企業庁のいたすべきことであるというように伺つたのですが、しかし予防するに於いても、すでに倒れたもの原因がどこにあつたかといふことは私は重大な関係があると思つております。したがって、資料要求としては、この東京興信所の調査、これは千円円の融資を受けている、それ以上のものといふことでありまして、問題の重点はもと以下にあって、非常に気の毒なものはそれ以下のものであると思つております。数字はわからぬから何とも言えませんが、大体そう想像するのですね。
そこで、はなはだ御迷惑というか、御苦勞ですけれども、大体融資を受けている額が五百万円以上千円未満、この表に載つていないもの、その上千万円未満、この表に載つていないもの、その倒産した企業で、全部これを何とか調べるといふことは困難ですから、ある相当の数について、その倒産した事由、事情を調べていただく。幾つかの原因項目に分けて、ひとつ調べたらどうか。

しかし、いまの中小企業庁で人も足りないといふことであれば、私はこういうような方法を講ずればよいと思つております。たとへば、政府から日銀に委嘱して、全国の金融機関、これは融資でしからわけるわけですね。たとえば公庫、相互銀行、普通銀行、信用組合、これらは各県庁にちゃんとわかつていますから、その機関を通じて、ここには何件あるといふふうには、これは重複を避けなければ

ばいかぬと思ひますが、ある県において百件、こちらで百件、合わせれば四千件になるわけですね。それを調べて、原因別に仕分けをする。そういったような統計を、これは下からずつと積み上げて総計しなくちゃいかぬ、そういうものを一べんつくつてみたらどうか。これは、あれば、資料としてひとつ出していただきたい。なければ、一定の機関に委嘱すれば一日銀にさいはいを振つて調べてもらえば、必ずできることじゃないかと思つております。全日本残らずやれというのじゃないのですから。

これは、たとえば交通事故といふことはいま倒産と並んで重大な問題です。これはすべて原因が書いてある。一万件の事故があつたら、酔つぱら酔つぱら二、三とか、それから踏切事故が幾らあつたとか、あんなに書いてある。あつたら、将来の交通事故防止対策といふもの基本になるだろうと思つて、したがって、道路交通法を改正して、酔つぱら酔つぱら運転を厳罰にするとか、踏切といふものには運輸省で何億円かけて早くやるよとか、そういうことは、あれを見れば対策がわかつてくる。それはいま事故を受けた人でない、現在道を歩く人にとって非常に重要な予防対策になるわけですね。それなしに、ただ何とかなんとかいふので、一般に中小企業なら金融をもつとやれなるといふくらいで抽象的なことでは、これは私はいまの時代に的確なる対策とはならぬと思つております。したがって、はなはだなんですが、三月じゅうくらいに、今期国会でわれわれがそれを見ても、そのあとであらためて審議、対策を考へるといふ上において、もしあれば出してほしい、なければ、私は、ここに五百万円以上一千万円以下で、この興信所の調べにないもので、倒産したものの全国にわたつての調査、その原因で仕分けして、ここでひとつ資料として提供していただきたい。それは、中小企業庁自分でやるかといふことは、できませんよ。融資する機関が、これはちゃんと、自分が貸して貸し倒れになつたとか、取れないとか、整理しておるとかといふものがある。

これは財務局でもよくわかると思つて。金融機関は、各地方にある。各県で百件ずつ調べてみて、これは四十何県ですから、四千何百件、ちよつと同じ数になるのです。おそろくそれ以上あるかもわからぬけれども、それは全面的にやる必要はない。交通事故の防止対策は、これは原因探究から、いまそういう事故にあつていない人に対する予防対策としてやつていられるので、私はやり方としてはきつめて簡単だと思つておりますが、そういう点についての資料が提出できないかどうか。

私は、これは大臣が長官あたりにこの場で引き受けていただければ、事がはつきりすると思つておりますが、しかし、きょうは、その程度の資料の要求といふか、御相談を願つて、実現を委員長からはかかっていただくようにしたいと思つております。
○説明員(荒玉義人君) 要するに、いま一千万円以上の負債額でございまして、その以下を少しはつきりしておいたらどうかということですが、こういうことならおそろく……といひますのは、全国での実態だといふことでなくて、たとへば国民金融公庫なり、あるいはそういう政府機関なり、あるいはそういうものがある程度の集積によりまして、そうして一千万円以下の場合に、どういふ原因かといふような、いわばサンプル的な意味のことでしたら、その時間はかからずにいけるかと思ひます。ただ、全国を網羅したといふ式になりますと、ちよつと相当時間をかけてもどうかという感じがしますが、そういう意味の、要するに一千万円以下の場合と一千万円以上はどうかというところで違つたかといふ意味の比較程度でございませうれば、むしろそういう特殊なものを通じて、あるいは可能かと思ひます。

○津島壽一君 調べる項目をここでどういふ言わないつもりでしたが、ここに東京興信所が出て、業種別が出ていますね。紡績とか、製造業、販売業、こういう業種は大体標準ですが、これはここにあらから、比較的便宜上それを選ぶとか、それから、サンプルといふことは、これは私は何

といふかな、そのまゝ原因はどうかといふ、まあこれがないとわからぬですが、なるべく多くといふ意味で、少なくとも四千件という標準があるから。

○説明員(荒玉義人君) ちょっとことばが足りませんでしたが、サンブルという意味は、かりにいまの国民公庫を通じて見た場合という意味でございまして、まあこれは一つの、国民公庫がサンブルという意味ではございまして、国民公庫の中をもうちょっととるといふ意味でございまして。

○津島壽一君 あまりくだる問題じゃないのですが、国民金融公庫は一つの金融機関です。これから出すものと、普通の銀行から出すものとは、またおのおの原因が違っている場合もあるから、金融機関のある種のものだけからそのまゝ、サンブルということばはどうか、何をとも判断の資料としてはまずいのです。したがって、日銀の支店長会議では、支店長はこれは本店へ来てから地方の状況を報告するのです。そのときに、私の管内においては倒産者が非常に多い、中小企業が多いといふふうなことです。日銀の支店には調査課というのがある、常時そういうことを調査しているのです。国民金融公庫へ行つて、君のところ貸して倒れたの何件か、こんなものは全面的にならないのです。敷の問題じゃないのです。調査機関が接している部分が異なるので、そこにいろいろな様相があらわれてくるというもので、われわれ判断したんです。そういう意味です。そのことと、質屋までやるといふのは、そういうことじゃない。金融機関別におのおの違った患者を扱っている。外科医もあれば、内科医もあれば、耳鼻咽喉科もある。そこから来て、原因はどこにあったかということにならぬと、それはいかぬです。これは神経科のほうに行つて、どうやって死んだということ調べて、判断の資料にならない。そういう意味のを要求するのですがね。だから、いまの答弁だと心細く感じましたから、あらためて私は念を押しま

す。これはできるでしょうか、できないでしょうか。

○説明員(塩谷忠男君) ただいまお話し、五百万円以上千万円以下の負債金額にかかわる企業の倒産状態についての調査の問題でございしますが、企業倒産ではございせんが、実は昨年の秋に、私のほうと銀行協会とが話し合いをいたしました。もう少し規模の小さいところと申しますか、つまり東京興信所が調べているより規模の小さいところで、倒産の実態はどういう状態になつていくかということ調査しようじゃないかということになりまして、実は銀行協会におきまして、昨年の十月以降、いわゆる手形交換所におきまして取引停止を受けたものの負債金額あるいはその原因別調査というものをやることにいたしました。最近に至りましてその調査結果が一応まとまつたものがございまして、ただいま津島先生から御要求の資料とはそのまゝ合致するとは申しかねると思つて、ほほそれに近いような内容がある程度把握できると思われまして、ちょっとその内容について御説明申し上げたいと思つて、あるいは資料として後ほどお配り……。

○委員長(西田信一君) 資料として。

○説明員(塩谷忠男君) それでは、そういうことに。

○委員長(西田信一君) ただいま中小企業庁の影山次長が出席をいたしました。御質問はございませうか。

○成瀬隆治君 いま津島さんの資料要求、それでいいですか、中小企業庁として。

○説明員(荒玉義人君) いま大蔵省から塩谷さんのおっしゃつたような点と、それからわれわれのさつき言いました三機関等を通じました資料と合わせまして、そしてできるだけ全貌がわかるような形でやりたいと思つております。

○委員長(西田信一君) ちょっと委員長から、影山次長もお見えになりましたから、ひとつ御質問申し上げたいのですが、中小企業庁の最近の倒産状

況から見て、当委員会は真剣に取り組みたいといふことで、きょうおいでを願つたわけです。衆議員の関係もございまして、部長以下の御出席しなかつたわけでありませうけれども、質疑を通しまして、いろいろ各委員から出ております大体みな一致した意見は、資料も十分でございせんけれども、倒産のこの件数等も直接中小企業庁では把握されておられない。ことにその原因の探究に至つては、全く中小企業庁の仕事の外であるというように受け取れるような御答弁でございまして、それではいけないのではないかと、もつと原因の実態を把握して、そうしてやらなければ、原因に触れないで行政指導をしておつてもわからない、中小企業庁あつてなきがごとき結果になつていゝのではないかと、たいへんきびしい御批判が各委員から期せずして出たのです。その実態を、もう少し確かな資料を中小企業庁がそれぞれの機関を通じてなしてここに資料を出していただいで、そしてもう少し掘り下げた検討をすべきであつて、こういうことではいろいろ各委員から御発言があつたわけですが、したがって、そういう資料を整備していただいで、またしかるべき機会にもう少し掘り下げた質問もする機会を得たいと思つるのでありますが、そういうふうにとつ御準備を願ひたい。

また、この機会に何か御説明があれば、承つておきたい。

○政府委員(影山衛司君) 委員長の先ほどのおことばの、倒産原因の実態把握と探究という点につきましては、私も倒産問題につきましては一生懸命取り組んでおるつもりでございませうけれども、なお足りない点もあることを反省しておるのでございまして、ただいまの御趣旨の線に沿ひまして、なお一そう実態の把握にとつめたいと考へております。

○津島壽一君 いまの、調査したものがあれば出していただいで、それ以外にですね、私が申しましたこれに見合ったような調査を、千万円未満のもの、それは承諾されたわけですね、政府側。

○委員長(西田信一君) いま津島委員から御要求の資料は提出していただけますか。

○説明員(荒玉義人君) はい。

○委員長(西田信一君) 御要求の資料は御整備願ひます。本件につきまの質疑は、本日はこの程度にいたします。本日はこれをもって散会いたします。午後零時三十九分散会

二月十九日日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は十二月二十三日)
一、製造たばこの定価の決定又は改定に関する法律の一部を改正する法律案

二月十九日日本委員会に左の案件を付託された。
一、所得税法第六十一条第三項廃止に関する請願(第七二〇号)(第七三二号)(第七三九号)(第七四三号)(第七六五号)(第七六九号)(第七七八号)(第七七九号)(第七八〇号)
一、入場税撤廃に関する請願(第七五六号)(第七七五号)

第七二〇号 昭和四十年二月五日受理
所得税法第六十一条第三項廃止に関する請願
請願者 埼玉県川口市並木町二ノ二 神作 政男外一名
紹介議員 島島徳次郎君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。
第七三二号 昭和四十年二月八日受理
所得税法第六十一条第三項廃止に関する請願(五通)

請願者 東京都板橋区志村町一ノ六 木村 泉外四十名
紹介議員 田上 松倫君

第七三九号 昭和四十年二月九日受理
 所得税法第六十一条第三項廃止に関する請願（二十六通）

請願者 東京都板橋区仲宿六一 和田裕外
 五十六名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第七四三号 昭和四十年二月九日受理

所得税法第六十一条第三項廃止に関する請願（五通）

請願者 千葉県市川市市川町五ノ一、六五
 一城不動産内 城百雄外四十名

紹介議員 田上 松衛君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第七六五号 昭和四十年二月十日受理

所得税法第六十一条第三項廃止に関する請願

請願者 神奈川県鎌倉市雪ノ下六一七 土
 谷圭之助外一名

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第七六九号 昭和四十年二月十一日受理

所得税法第六十一条第三項廃止に関する請願（五通）

請願者 東京都豊島区池袋七ノ一、九八
 八 高貫直外百八十五名

紹介議員 田上 松衛君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第七七八号 昭和四十年二月十一日受理

所得税法第六十一条第三項廃止に関する請願

請願者 東京都足立区梅田町五ノ三ノ一
 三 佐藤六助外四十九名

紹介議員 田中 一君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第七七九号 昭和四十年二月十一日受理

所得税法第六十一条第三項廃止に関する請願

請願者 東京都大田区調布嶺町一ノ四四
 村上新平外四十八名

紹介議員 柴谷 要君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第七八〇号 昭和四十年二月十一日受理

所得税法第六十一条第三項廃止に関する請願（二通）

請願者 横浜市中区根岸町二ノ九八マルシ
 メ不動産内 塩沢誠之助外九十九
 名

紹介議員 瀬谷 英行君

この請願の趣旨は、第一七〇号と同じである。

第七五六号 昭和四十年二月十日受理

入場税撤廃に関する請願

請願者 鹿児島市東千石町六六鹿児島県興
 行環境衛生同業組合長 上原三郎

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第七七五号 昭和四十年二月十一日受理

入場税撤廃に関する請願

請願者 鹿児島市東千石町六六鹿児島県興
 行環境衛生同業組合内 田村仰外
 一名

紹介議員 西郷吉之助君

この請願の趣旨は、第三三二号と同じである。

第四号中正誤

ページ 段行 誤

三二 四 も色彩 正
 四 終わり 済んで 進んで
 一九

第五号中正誤

ページ 段行 誤

二一 三 地法税方 正
 六 終わり 以下。 以下、
 六 次。 次に、
 二 次。 次にか
 一 ますか ますとか
 四 六 会計検査限 会計検査院
 二 六 会計検査限 べき
 五 一 終わり ぶき
 九 効率的 効率的
 六 四 効率的 効率的
 二 四 政令以上 政令上
 七 四 政令以上 政令上
 八 四 八 九 ましまして まして

第六号中正誤

ページ 段行 誤

二 三 六 掲載書 正
 計算書